

## 第71回全国労働衛生週間 鳥取労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保に大きな役割を果たして来たところであり、今年で第71回を迎えます。

労働者の健康をめぐる状況については、全国における脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年700件台で推移し、また、平成30年の労働安全衛生調査（実態調査）によりますと、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、半数を超えていました。

このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策の推進が必要あります。

また、本年3月には、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりや労働災害の予防的観点から健康づくりを推進するため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が策定されましたので、これによる健康づくり等の取組の推進をお願いします。

県内の状況につきまして、昨年の定期健康診断結果による有所見率は54.9%と半数を超え、また、2年続けて上昇している状況であり、健康診断結果に基づく事後措置や保健指導などを進めていく必要があります。また、昨年の業務上疾病による休業4日以上の人数は24人、このうち3分の2は負傷による腰痛であり、作業姿勢の改善ほか作業管理、作業環境管理、健康管理と、労働衛生教育を適切に実施することが求められます。

今年の全国労働衛生週間は、

みなおして 職場の環境 からだの健康

をスローガンに、準備期間を9月1日～9月30日、本週間を10月1日～10月7日として展開されます。

皆様におかれましては、この全国労働衛生週間を契機として、密閉、密集、密接のいわゆる三つの密を避けるなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にもご配慮いただき、事業場における労働衛生意識の高揚と、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

令和2年9月3日

鳥取労働局長 石田 聰